

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	市の考え方
○ 条例の目的		
1	<p>○ 本条例案第1条(目的)、第3条(市の責務)、第4条第2項(土砂埋立て等を行う者の責務)、第9条第3項(許可の基準等)の各規定において、「生活環境の保全」ではなく、「生活環境、自然環境及び農業生産環境の保全」と追記し、修正してください。</p> <p>また、「自然環境の保全」及び「農業生産環境の保全」を担保する仕組みとして、土砂の埋立て等を行う者は、計画立案段階で緑地保全、営農環境保全のために必要な措置について本市所管部局との事前相談を義務付けてください。</p>	<p>○ 本条例案は土砂埋立て等の事業に際して人の生命や財産を守ることを基本としており、「土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全すること」を目的としたものです。</p> <p>よって、「自然環境」や「農業生産環境」の保全については、それらを目的とする法令に基づき対応することが適切であると考えています。</p>
○ 埋立て等の規制対象		
2	<p>○ 規制されるべきは「盛土」と考えています。「埋立て」を規制する理由がよくわかりません。</p>	<p>○ 本条例案では、周辺地盤面より高く土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないものを「盛土」とし、周辺地盤面より低い谷地等を土砂で埋立てる行為を「埋立て」としています。</p> <p>いずれにしても、無秩序な行為を規制し、災害の防止と生活環境の保全の観点から、本条例案において規制の対象としています。</p>
3	<p>○ 第9条土砂埋立て等の許可については、「埋立て等の面積が500㎡未満であっても隣接地に連続して土砂埋立ての開発行為を行う者は、市長の許可を受けなければならない」と規定してください。</p>	<p>○ 条例案第9条の規定において、埋立て等区域(当該埋立て等区域を含む一団の土地の区域)にあっては、当該一団の土地の区域)の面積が500㎡以上である土砂埋立て等を行う場合は、市長の許可を受けなければならないと規定しています。</p> <p>当該規定により、埋立て等の面積が500㎡未満の行為が隣・近接に連続して行われる場合において、実質的に一団ととらえることが合理的であるものは、複数の行為地の面積を合算して許可の要否を判断することとなります。</p>

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

4	<p>○ 大阪府条例の対象となる 3,000 m²以上の土砂埋立て等についても規制できるように本市条例案を見直してください。</p>	<p>○ 面積規模が 3,000 m²以上の土砂埋立て等については、広域的な規制が想定されることから、大阪府条例の手続きの適用を受けることが合理的であると考えています。</p> <p>なお、本市においても災害等の防止や生活環境の保全を全うするために大阪府と緊密に連携し対応します。</p>
○ 周辺住民への周知		
5	<p>○ 地域住民をはじめとした関係団体からの意見、問題点が十分尊重され、それが保証されるよう条例に盛り込んでください。</p>	<p>○ 周辺地域の住民に対し、十分な説明が行われることで住民等の意見を踏まえた事業計画となると考えています。</p>
6	<p>○ 土砂埋立て事業者は、地域住民への説明会開催と同意を得ることを条例の中に盛り込んでください。</p>	<p>○ 条例案では、周辺地域の住民に事前の説明会の開催を規定しております。</p> <p>また、その説明会において、住民への理解を得よう努めることにより、合意形成されていくものと考えていることから、地元同意は許可の基準としていません。</p>
7	<p>○ 本条例案第 12 条第 1 項において但し書き規定を設けているが、説明会開催に代わる説明方法を行う場合は、周辺地域住民ないしはその代表者の承諾を条件にする規定を設けてください。</p>	<p>○ 説明会において、事業に対する承諾や同意まで求めていることから、説明会開催に代わる方法を行う場合であっても、周辺住民もしくはその代表者の承諾や同意を許可の基準としていません。</p>
8	<p>○ 本条例案第 12 条第 1 項の但し書きに関し、申請予定者の責めに帰すことができない事由を規則でどう定めるのか明らかにして下さい。</p> <p>また、開発者の恣意で適用される可能性が高いことから、この但し書きを削除してください。</p>	<p>○ 事業に関する周辺地域の住民の理解は重要であることから、説明会は原則として実施されるべきものと考えています。</p> <p>なお、施行規則については、大阪府及び府下自治体等を参考に検討します。</p>
9	<p>○ 安易な説明会の代替方法を認めず、説明会が出来る状況になるまで、説明会を含む開発手続きを一時保留するようにして下さい。</p>	

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

○ 水質検査		
10	<p>○ 第 21 条において、下線部分を追加してください。</p> <p>第 9 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂埋立て等を施工している間、及び終了後も一年間定期的に、当該許可に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>○ 事業完了後の水質検査については、条例案第 21 条第 2 項に規定しています。</p> <p>なお、水質検査時期については、施行規則において適切な時期となるよう大阪府及び府下自治体等を参考に検討します。</p>
○ 監視指導体制の確保		
11	○ 土砂埋立て事業は、行政による防犯カメラ等による常時監視体制で行ってください。	○ 土砂埋立て等の監視等については、日常のパトロールに加えて必要に応じて立ち入りを実施し、本条例案の趣旨に沿った的確な運用に努めます。
12	<p>○ 違法行為が見過ごされることがないように、行政の監視・管理の体制づくりにも配慮してください。</p> <p>周辺住民の要請に行政としては積極的に関与し、早期の事実確認、実態把握に取り組んでください。</p>	
○ 規制遵守のための担保		
13	○ 条例の目的をみると、この内容では罰則が非常に弱く実効性に疑問符が付きます。罰則の強化や保証金等の方法でしっかりと生活環境の保全を担保してください。	<p>○ 生活環境の保全の担保については、改善命令などの行政処分に加え、罰則も規定しており、無許可の行為などの悪質な違反行為については、地方自治法に基づき条例において規定できる上限の「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」とするよう関係機関と協議しています。</p> <p>○ 保証金等については、堺市環境審議会の議論を踏まえ、条例案には盛り込んでいませんが、不適正な埋立て等がないように、本条例案の趣旨に沿い厳格な審査とともに的確な条例運用に努めます。</p>
14	○ 悪質な違反者への厳しい罰則を盛り込んでください。	
15	○ 土砂埋立て事業者に埋立補償金を担保とする旨を盛り込んでください。	

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

○ その他		
16	<p>○ 近年、建設工事に伴う廃棄物の不適正処理が増加しているように感じます。住宅等を建設する際は、地下を掘るため、大量の残土が発生します。それが正しく処分されるような規則となることを願います。</p>	<p>○ 建設発生土は、埋立てや盛土の材料として土地造成などに利用できる有用な再生資源であることから、建設発生土自体は「廃棄物」には該当しません。</p>
17	<p>○ 第 26 条に次を追加してください。 土砂埋め立て計画地に埋蔵文化財並びに生物の希少種の生存を認めた時は、速やかに工事を中断し、関係者と協議し、その結果を市長に報告しなければならない。</p>	<p>○ 本条例案では、「土砂埋立て等による災害の防止を図り、もって生活環境を保全すること」を目的としており、文化財保護や生物の希少種といった自然環境の保護については、それらを目的とする法令に基づき対応することが適切であると考えています。</p>
18	<p>○ 埋立てが終われば後はいい加減というのでは困ります。目的の精査と、目的通りの運用かどうかのチェックを厳重にできるよう盛り込んでください。</p>	<p>○ 埋立て後の管理・運用については、埋立て後の土地利用に係る他法令に基づき管理・運用されていくものと考えています。</p>
19	<p>○ 今後、予定されている本条例案の施行規則案の制定において、堺市パブリックコメント制度要綱の目的の則り、市民の意見を聴いてください。</p>	<p>○ 堺市パブリックコメント制度では、対象となる事案として、「市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃に係る案」となっており、条例施行規則については、パブリックコメント制度の対象ではありません。</p> <p>なお、施行規則については、大阪府及び府下自治体等を参考に検討します。</p>

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(案)についてのご意見の要旨と本市の考え方

20	<p>○ 南部丘陵の緑地保全と同時に、小規模の土砂埋立て規制を進めて下さい。</p> <p>堺市土砂埋立て等の規制に関する条例(案)に賛成します。</p>	<p>○ 条例の施行に向け、速やかな手続きに努めます。</p>
21	<p>○ 金儲け優先の、生活と農業、自然環境の破壊につながる「開発」には規制をかけてください。</p> <p>本条例の制定について賛同します。</p>	
22	<p>○ 今回の条例案では、概ね網羅的に規制がかけられる案になっていると思いますので、早急に条例として制定されますよう期待しています。</p>	
23	<p>○ 先ずは取り締まりの第一歩として条例化に賛成し、早期条例化を求めます。</p>	
24	<p>○ 第2条第3項において、「土砂を発生させる者」が定義されているが、後段の「その建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。」の「もの」も漢字の「者」にすべきではないですか。</p>	<p>○ 「～の発注者及び請負人であって、その建設工事に伴って土砂を発生させるものをいう。」の「もの」は、「発注者及び請負人」をさらに限定する場合の用法であり、このように一定の者又は物を限定する場合に使用する「もの」となりますので、原案どおりで問題ないと考えます。</p>
25	<p>○ 第4条～第7条は、努力義務規定ですが、後々のことを考慮するならば、義務規定に変更すべきではないですか。</p>	<p>○ 本条例案の目的や趣旨と照らし合わせ、努力規定としています。</p>
26	<p>○ 第9条第1項第1項のその他規則で定める者とありますが、規則（第39条で定める規則。以下同じ。）に変更されてはどうですか。</p>	<p>○ 第39条の規定は、この条例の施行について必要な事項について、規則という形式に委任するという趣旨の規定であり、第9条第1号の「その他規則で定める者」の「規則」についても、同様に規則という形式で定めるといった趣旨の規定です。いずれも特定の規則を示すものではありませんので、一方の規定で他方の規定を引用する関係にはなく、原案どおりで問題ないと考えております。</p>
27	<p>○ 建設残土は将来的に現地処分を基本とする旨を盛り込んでください。</p>	<p>○ ご意見等は今後の参考とさせていただきます。</p>